

平成 23 年 9 月 2 日

連 絡 先	
監査委員事務局	
担当者	
財政的援助団体等監査	市川
	電話 224-2923
行政監査	池田
	電話 224-2924

資 料 提 供 に つ い て

1 発表事項

平成 22 年度財政的援助団体等の監査結果及び行政監査「各種基本計画等について」の結果に基づき取り組んだ状況（講じた措置）について

2 発表内容

平成 22 年度財政的援助団体等監査結果及び行政監査「各種基本計画等について」の結果に基づいて、知事、教育委員会及び公安委員会が取り組んだ状況（講じた措置）を公表します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項、第 7 項の規定に基づき、平成 22 年度に実施した監査※について、知事、教育委員会及び公安委員会から、その結果に基づいて平成 23 年 6 月末日までに取り組んだ状況（講じた措置）が監査委員に通知されたので、同条第 12 項の規定により、平成 23 年 9 月 2 日付け三重県公報により公表するものです。

※ 財政的援助団体等の監査では、監査対象 282 団体のうち出資（出捐）団体 13 団体、公の施設管理団体 7 団体及び補助金等交付団体 13 団体の計 33 団体を選定のうえ、平成 21 年度における財政的援助に係る出納その他事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては経営状況等も併せて監査を行いました。

また、行政監査では各部局に対して各種基本計画等の策定・進捗状況等を調査し、把握した 79 計画のうち 10 計画を選定し、その計画等を所掌する部局を対象に監査を行いました。

これらの結果は平成 23 年 3 月 4 日付け三重県公報に登載、公表しています。

3 取組の状況（講じた措置）

（1）財政的援助団体等の監査に係るもの

財政的援助に係る出納その他事務執行など、監査委員が指摘した 93 件（26 団体）について、「概ね対応済み」が 71 件（構成比 76%）、「改善に着手」が 22 件（構成比 24%）となっており、監査に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は 100%となっています。

なお、「検討に着手」、「検討予定」もしくは「取り組んでいない」とする報告はありませんでした。

項目	概ね対応済み	改善に着手	検討に着手	検討予定	取り組んでいない	計
出資（出捐） 団体	42	18	—	—	—	60
公の施設 管理団体	10	3	—	—	—	13
補助金等 交付団体	19	1	—	—	—	20
合計	71	22	—	—	—	93

（２）行政監査に係るもの

監査委員が指摘した 25 件のうち、「概ね対応済み」が 11 件（構成比 44.0%）、「改善に着手」が 14 件（同 56.0%）、監査に対する改善率は 100%となっています。

なお、「検討に着手」、「検討予定」もしくは「取り組んでいない」とする報告はありませんでした。

項目	概ね対応済み	改善に着手	検討に着手	検討予定	取り組んでいない	計
合計	11	14	—	—	—	25

- （注）①「概ね対応済み」……概ね改善を終えたもの、改善が確実に見込まれるもの。
 ②「改善に着手」……改善に取り組み、引き続き改善しているもの。
 ③「検討に着手」……改善に向けて検討がなされているもの。
 ④「検討予定」……これから改善に向けて検討しようとしているもの。
 ⑤「取り組んでいない」…対応する取組がなされていないもの。

※ 件数については、所管部局に対する団体への改善指導等の意見が含まれています。

※ 行政監査については、「講じた措置」の提出時点では、新たな計画の策定や計画の変更時期にいたっておらず、改善に向けた具体的な取組が実施できない計画もあることから、上記の基準に加え、新しい計画策定期間や計画変更時期も考慮して評価を行っています。

- ①「概ね対応済み」…新しい計画策定・変更時に改善の実効性が高く、手順等も確立されているもの。
 ②「改善に着手」……新しい計画策定・変更時に改善に取り組む予定であり、既にその準備や検討等を行い、一定の方向性を見出しているもの。
 ③「検討に着手」……新しい計画策定・変更時に改善に取り組む予定であり、既にその準備等を行っているもの。
 ④「検討予定」……新しい計画策定・変更時に検討等を行う予定のもの。
 ⑤「取り組んでいない」…新しい計画策定・変更時にも対応する取組がなされないもの。

※ 主な取組状況については、次頁以下のとおりです。

1 財政的援助団体等監査にかかるもの
 (参考) 取組状況 (講じた措置) の例

① 概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>東海美松園グループ (県土整備部) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ○廃棄物処理や電気設備の点検業務において再委託が行われているが、県の承認を受けていなかった。</p>	<p>再委託の承認については、平成 22 年度中に新たに事前承認を要する事例はありませんでした。平成 23 年度から業務計画書に再委託業務及び再委託先の事前承認の項目を盛り込み、業務計画書に基づき、事前承認を受けました。</p>
<p>伊賀鉄道株式会社 : 鉄道軌道輸送高度化事業費補助金 (政策部) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ○補助金交付申請にあたっての県との協議文書の整理が不十分、実績報告書の内部決裁を受けていないなど、内部統制の面で不十分なところがあった。</p>	<p>補助金に関する協議内容についての協議記録等が未整備であったので、県だけでなく国や市との協議の際に協議記録を作成し整理をすることとしました。 また、実績報告についても、平成 22 年度から社内稟議決裁を経て提出することと改めました。</p>
<p>健康福祉部長寿社会室 (所管部局に対する意見) 医療法人(社団)川越伊藤医院に対する軽費老人ホーム運営費補助金の補助対象事務費として計上している経費の中に、補助金交付要領に規定する費用に該当しないものが含まれていたため、当該法人への補助金の補助対象経費の積算について精査するとともに、今後、補助金の申請、実績報告時のチェックを厳密に行われたい。 また、同補助金については、補助金額の確定が行われていないので、速やかに確定されたい。</p>	<p>当該法人に対して、軽費老人ホーム運営費補助金交付要領の規定に基づいた交付申請、実績報告を行うように指導するとともに、当室に提出された実績報告書のチェックを厳密に行ったうえで、同補助金の交付確定を行いました。 また、平成 22 年度中に軽費老人ホーム 36 施設中、12 施設に対し実地による補助金等の調査を行ったところです。 なお、実地による調査が未実施の施設については、今後も計画的に補助金等の実地調査を実施していく予定です。</p>

② 改善に着手

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>財団法人三重県救急医療情報センター(健康福祉部)</p> <p>救急医療情報システム等について、県民の認知度が低い状況にあるため、今後も様々な機会を通じ、広く周知を図られたい。</p>	<p>救急医療情報システムの周知と利用促進を図るため、各地で開催される「救急の日」イベントや、幼児・児童の消防署見学等を活用して啓発物品等を配布するなどの取組を毎年行ってきました。今後は、啓発の機会を増やしたり、より効果的な啓発が図られるようなイベントの選定を行い、啓発物品によるPRの方法を工夫するなどして、県民へのより一層の周知を図ります。</p> <p>なお、平成23年4月から開始した取組としては、薬局・薬店での医薬品の購入客に対し、リーフレットを直接配布してもらうよう依頼したり、市町実施の幼児検診を受診する保護者に対し、リーフレットを保健師から直接配布してもらうよう依頼し、システムの周知啓発を図っています。</p> <p>また、啓発イベント等において、救急医療情報システムの認知度や県民ニーズを把握するためのアンケート調査を毎年行っていますが、今後は県民のニーズをより正確に把握するため、アンケートの設問項目等を定期的に見直すなどして、調査内容の充実を図る予定です。</p>
<p>株式会社三重県四日市畜産公社(農水商工部)</p> <p>平成21年度の経営状況は、当期純損失48,651千円(対前年度比166.9%)であり、三期連続の赤字を計上し、累積欠損金も95,839千円となるなど厳しい状況にある。特に、牛・豚カット部門や内臓処理部門が不採算となっており、純損失の大きな要因となっている。</p> <p>このため、頭数の確保や経費削減など経営改善に取り組んでおり、22年度決算においては黒字に転換する予定であるが、今後も、引き続き収支の改善を図り、経営の健全化に努められたい。</p>	<p>平成22年度において損失主要因である人件費を削減するため、人員の削減、賞与のカットを実施しました。</p> <p>また、収益向上策につきましては、豚のと畜処理頭数等の増加を推進するとともに、豚肉カット部門の経費を削減することで、当期純利益は約209千円となり大幅に経営の改善が実施されました。</p> <p>今後につきましても、引き続きコスト削減を推進するとともに、と畜頭数の増加を推進することにより、収益の安定確保に努め累積欠損額の削減に取り組めます。</p>
<p>三重県ライフル射撃協会(教育委員会)</p> <p>ライフル銃の鉛弾が原因による土壌汚染が確認されたため、現在射撃場を休場している。</p> <p>今後、県による鉛弾の回収、汚染土壌の入れ替え等の対策を講じた後、再開を行う予定であるが、再開後も鉛弾の回収や県と連携した継続的な水質調査の実施などを行い、汚染の再発防止に努められたい。</p>	<p>ライフル銃の鉛弾が原因による汚染土壌の撤去工事が平成23年3月28日に完了し、平成23年4月9日から射撃場の10m射場を、平成23年4月10日から50m射場を再開しました。</p> <p>射撃場の再開にあたり、指定管理者においてこれまで「月1回」実施していた鉛弾頭の回収・清掃業務を「開場日毎」に行うよう変更しました。</p> <p>また、今後、県が実施する水質調査の結果等を共有する等、県と連携のうえ鉛汚染の再発防止に努めます。</p>

2 行政監査にかかるもの

(参考) 取組状況(講じた措置)の例

① 概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
<p>三重県権限移譲推進方針(政策部) 県民への情報提供 当該方針の期間延長を行った時や、移譲可能事務を見直した時に県民への周知が行われていないので、積極的な情報提供に努められたい。</p>	<p>三重県権限移譲推進方針の期間延長については、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の総会において報告を行っていましたが、新たに県のホームページにも掲載しました。</p>
<p>ごみゼロ社会実現プラン(環境森林部) 意見募集期間の適切な確保 計画の中間案についてパブリックコメントを実施しているが、意見募集期間が短いものとなっていたので、県民参加をより進めるために、次期見直し時においては、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」に定める意見募集期間を確保されたい。</p>	<p>平成22年度の改定に際しては、同指針及び運用方針に基づき、1月5日から2月4日の31日間パブリックコメントを実施しました。 なお、この間19件の意見が寄せられました。 今後もパブリックコメントを実施する場合は、同指針および運用方針に定める意見募集期間を確保します。</p>
<p>三重県観光振興プラン(農水商工部) 多様な主体の積極的な参画 計画がめざす姿を実現するための多様な主体の積極的な参画を促すしくみはあるものの、計画に記載されていないので、推進主体の役割分担や進行管理・評価の方法を明確にして推進主体間で共有するとともに、計画書への記載に努められたい。</p>	<p>「三重県観光振興条例(仮称)」の制定及び「三重県観光振興基本計画(仮称)」の策定にあたっては、三重県観光の推進主体である多くの関係者からの意見聴取に取り組み、特に、「各主体に期待される役割」、「基本計画の進行管理・評価のあり方」について意見交換を行いました。 「基本計画」案の年度内の策定を目指して、「推進主体の役割分担」、「基本計画の進行管理・評価の方法」等、多様な主体が積極的に参画できるしくみを、より充実したものとするとともに、「基本計画」の中に盛り込んでいきます。</p>

② 改善に着手

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
<p>みえ障がい者福祉プラン(健康福祉部) わかりやすい計画づくりへの取組 次期計画の策定にあたっては、具体的な目標を盛り込むとともに、ユニバーサルデザインにも配慮するなど、計画内容を県民にわかりやすく伝える手法を検討されたい。</p>	<p>県政ビジョン(仮称)との整合等も図りながら、次期計画における適切な目標設定について検討し、計画の策定を進めます。 点字版やSPコード(読み取り機能)を付した計画書を作成し、視覚障害者支援センター等に配架するなど、障がい者の情報保障に対応するための方法等を検討していきます。</p>

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
<p>三重県住生活基本計画（県土整備部）</p> <p>数値目標の適切な設定と達成に向けた取組</p> <p>数値目標について、計画最終年度の目標設定を行っていないもの、設定根拠が明らかでないものや平成 21 年度実績値が 22 年度目標値を大きく上回っているものがあったので、計画見直し時には、数値目標の適切な設定や設定根拠の明示に努められたい。</p> <p>また、一部の数値目標について実績と乖離が大きいので、達成に向け取組を充実・強化するなど計画の推進に努められたい。</p>	<p>現計画の達成度を測る成果指標について、目標値に対する実績値（平成 22 年度）の把握を行うとともに、乖離が大きい項目についてはその原因について検証を行っています。</p> <p>本年度の計画見直し時には、平成 21 年度実績値が 22 年度目標値を大幅に上回っていた項目の見直しや目標数値を改め、公営住宅供給目標量については設定根拠の明示に努めます。</p> <p>乖離が大きい項目については、検証結果を踏まえて取組を充実強化するなどし、数値目標の達成に向け取り組みます。</p>